

## 平成30年度前期・特設人権相談所 開設のお知らせ

下記の予定で、特設相談所を開設します。  
どの会場でも無料で相談できます(プライバシー厳守)。

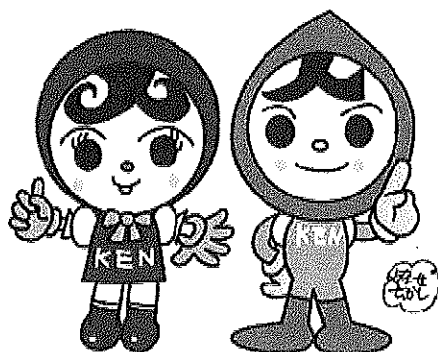
※ 開設時間 午前10時～午後3時

| 開設日        | 開設場所           |
|------------|----------------|
| 平成30年      |                |
| 6月 4日 (月)  | 美浦村老人福祉センター    |
| 6月 5日 (火)  | 土浦市三中地区公民館     |
| 6月 5日 (火)  | つくば市役所         |
| 6月 6日 (水)  | 石岡市役所本庁舎       |
| 6月 6日 (水)  | つくば市役所         |
| 6月 6日 (水)  | かすみがうら市あじさい館   |
| 6月 7日 (木)  | 阿見町役場          |
| 6月 8日 (金)  | 小美玉市美野里四季健康館   |
| 8月 2日 (木)  | 阿見町役場          |
| 8月 10日 (金) | 小美玉市玉里保険福祉センター |

家庭内の問題、虐待、DV、いじめ、同和問題、セクハラ、近隣関係、相続、借地借家、金銭貸借、人権に関わる心配ごとや困っていることがありましたらお気軽にご相談ください。

水戸地方法務局土浦支局では、人権擁護委員  
が毎日(平日)相談窓口を開いています。

お問い合わせ 法務局(029-821-0792)  
または市町村担当課(裏面)



人権イメージキャラクター  
人KENあゆみちゃん・人KENまもる君

主 催  
土 浦 人 権 擁 護 委 員 協 議 会  
水 戸 地 方 法 務 局 土 浦 支 局 内

人権擁護委員へのご相談は、各市町村担当課、または  
法務局(TEL029-821-0792)へお問い合わせください。

平成 30 年 4 月 1 日現在

| 市町村・担当課                          | 人権擁護委員  | 市町村・担当課                          | 人権擁護委員  |
|----------------------------------|---|----------------------------------|---|
| 土 浦 市<br>総 務 課<br>029-826-1111   | 今 高 博 子<br>岡 田 美枝子<br>三 輪 和 夫<br>古 市 みどり<br>石 毛 一 美<br>佐 野 光 男<br>築 幸 子<br>檜 戸 崇 雄<br>小 松 正 樹<br>河 田 輝 子  | かすみがうら市<br>社会福祉課<br>0299-59-2111 | 福 田 與兵衛<br>坂 本 一 衛<br>吉 田 忠 弘<br>坂 本 忠 志<br>鈴 木 伊津子<br>宮 本 君 代<br>屋 城 里 子<br>木 川 智恵子            |
| 石 岡 市<br>社会福祉課<br>0299-23-1111   | 曾根田 隆 光<br>内 山 侑 一<br>永 田 弘 見<br>大和田 清 美<br>村 上 朝 雄<br>友 部 和 明<br>井 坂 まち子<br>加 藤 義 和<br>谷 田 部 貞 雄   | 小 美 玉 市<br>社会福祉課<br>0299-48-1111 | 柳 澤 よしえ<br>久保田 博 之<br>木 村 利 夫<br>長谷川 光 男<br>藤 井 明 良<br>廣 戸 芳 彦<br>竹 内 芳 文<br>菊 池 広 己<br>村 山 智 恵 |
| つ く ば 市<br>市民活動課<br>029-883-1111 | 廣 瀬 多美子<br>幅 昌 子<br>飯 泉 敏 夫<br>藤 田 正 夫<br>友 利 幸 雄<br>飯 嶋 誠 二<br>稲 垣 隆 雄<br>稲 葉 芳 雄<br>岩 村 一 代<br>飯 村 秀 雄<br>堤 利 明<br>石 黒 澄 子<br>片 岡 きよ子<br>根 本 けい子<br>岡 田 克 司 | 美 浦 村<br>福祉介護課<br>029-885-0340   | 内 田 光 子<br>浅 野 重 人<br>鈴 木 登   |
|                                  |   | 阿 見 町<br>総 務 課<br>029-888-1111   | 根 岸 定 雄<br>田 崎 保 子<br>長 沼 憲 生<br>立 原 秀 一  |
|                                  |   |                                  |   |